

関東地方整備局における 提出先窓口の統一について

令和元年 9月30日公開
令和元年12月18日更新
関東地方整備局

2. 新規申請における変更点

○提出先窓口の選択方法
「関東地方整備局」を選択してください。

(従来)

提出先窓口指定

提出先道路管理者と提出先窓口を指定してください。

提出先道路管理者 関東地方整備局

提出先窓口

- 関東地方整備局 青森河川国道事務所
- 関東地方整備局 宇都宮国道事務所
- 関東地方整備局 新潟河川国道事務所
- 関東地方整備局 大宮国道事務所
- 関東地方整備局 千葉国道事務所
- 関東地方整備局 東京国道事務所
- 関東地方整備局 相模国道事務所
- 関東地方整備局 横浜国道事務所
- 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
- 関東地方整備局 長野国道事務所
- 関東地方整備局 東京

オンライン申請の場合、ここで作成される申請データを特殊車両オンライン申請受付システムへ送信してください。ただし、この申請データ以外の書類を窓口事務所に持参していただく場合があります。

【注意】ETC2.0簡素化制度を利用した申請の提出先窓口について
提出先窓口が「オンライン申請が可能な直轄国道事務所」に拡大されました。ETC2.0簡素化制度を利用した申請について、「関東地方整備局(本局)または「その他道路管理者」は提出先窓口指定できませんのでご注意ください。

【注意】平成29年度からの審査体制集約化について
平成28年度内の申請については、提出時期や処理状況等により、年度内であっても集約先事務所から問い合わせや補正等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【平成29年度の審査体制集約化について】
・ 東北地方整備局、九州地方整備局管内の事務所：平成29年3月1日～
・ 近畿地方整備局、中国地方整備局管内の事務所：平成29年4月1日～

[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成29年度\)](#)

【参考資料】
[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成28年度\)](#)
[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成27年度\)](#)

(変更)

提出先窓口指定

提出先道路管理者と提出先窓口を指定してください。

提出先道路管理者 関東地方整備局

提出先窓口

関東地方整備局

オンライン申請の場合、ここで作成される申請データを特殊車両オンライン申請受付システムへ送信してください。ただし、この申請データ以外の書類を窓口事務所に持参していただく場合があります。

【注意】ETC2.0簡素化制度を利用した申請の提出先窓口について
提出先窓口が「オンライン申請が可能な直轄国道事務所」に拡大されました。ETC2.0簡素化制度を利用した申請について、「関東地方整備局(本局)または「その他道路管理者」は提出先窓口指定できませんのでご注意ください。

【注意】平成29年度からの審査体制集約化について
平成28年度内の申請については、提出時期や処理状況等により、年度内であっても集約先事務所から問い合わせや補正等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【平成29年度の審査体制集約化について】
・ 東北地方整備局、九州地方整備局管内の事務所：平成29年3月1日～
・ 近畿地方整備局、中国地方整備局管内の事務所：平成29年4月1日～

[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成29年度\)](#)

【参考資料】
[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成28年度\)](#)
[特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について\(平成27年度\)](#)

提出先道路管理者が「関東地方整備局」の場合
→提出先窓口は「関東地方整備局」のみに

※関東地方整備局管内以外の道路管理者に対する申請は従来通りです。

2. 新規申請における変更点

○審査担当の決定

関東地方整備局に提出後、審査担当が決まります。その際、申請者様、代理人様のメールアドレス宛にご案内メールを配信します。

ご案内メール（イメージ）

代理人申請の場合は宛名に代理人の氏名も記載されます。

記載に記載された本局または国道事務所が審査を担当します。

送信元 : ktr-tokusya-uketsuke@mlit.go.jp

【特殊車両オンライン申請システム】審査窓口決定のご案内(到達番号:190143319)

特車検証(CTI)
特車 花子様
(代理人 特車 次郎様)

令和1年10月10日に関東地方整備局へ提出されました到達番号190143319の申請について、**関東地方整備局 大宮国道事務所**にて審査することを通知いたします。

審査状況につきましては、下記URLの申請状況照会メニュー画面よりご確認ください。

<https://www1.tokusya.ktr.mlit.go.jp/tokusha/Servlet/MainServlet?controllerID=1>

なお、本件に関するお問い合わせについては、下記の窓口までご連絡ください。

本メールは送信専用となっております。

本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできませんので予めご了承ください。

国土交通省
関東地方整備局 大宮国道事務所
TEL:048-664-8409
FAX:048-664-8406

3. 変更申請・更新申請における変更点

○審査担当の決定

関東地方整備局に提出後、元の許可発行を行った本局または国道事務所が審査担当となります。その際、申請者様、代理人様のメールアドレス宛にご案内メールを配信します。

ご案内メール（イメージ）

代理人申請の場合は宛名に代理人の氏名も記載されます。

記載に記載された本局または国道事務所が審査を担当します。

送信元 : ktr-tokusya-uketsuke@mlit.go.jp

【特殊車両オンライン申請システム】審査窓口決定のご案内(到達番号:190143319)

特車検証(CTI)
特車 花子様
(代理人 特車 次郎様)

令和1年10月10日に関東地方整備局へ提出されました到達番号190143319の申請について、**関東地方整備局 大宮国道事務所**にて審査することを通知いたします。

審査状況につきましては、下記URLの申請状況照会メニュー画面よりご確認ください。

<https://www1.tokusya.ktr.mlit.go.jp/tokusha/Servlet/MainServlet?controllerID=1>

なお、本件に関するお問い合わせについては、下記の窓口までご連絡ください。

本メールは送信専用となっております。
本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできませんので予めご了承ください。

国土交通省
関東地方整備局 大宮国道事務所
TEL:048-664-8409
FAX:048-664-8406

4. 別送用送付票利用時の注意点

自動車検査証の写しや、経路図を郵送またはFAXされる際の送付先は、審査担当を指定いただきますようお願いいたします。

関東地方整備局に提出した申請では、別送用送付票(到達確認シートに同梱)には、決定審査窓口にかかわらず、申請窓口情報は関東地方整備局となっています。

別送用送付票を用いて資料を別送される際は、ご案内メールに記載の審査窓口を送付先としてください。

郵送される際、審査窓口の所在地は下記URLよりお調べください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei0000062.html

※メールアドレスが未登録もしくは誤登録の場合、ご案内メールが届きませんのでご注意ください

※添付資料は、できる限り電子データでの提出をお願いいたします

別送用送付票	
申請窓口情報	
申請窓口	関東地方整備局
郵便番号	1320-9724
住所	さいたま市中央区新都心2番地1-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号楼19F
TEL	048-600-1340
FAX	048-600-1388
申請情報	
到達番号	
申請者情報	
氏名	
E-Mailアドレス	test-h@ctm.co.jp
提出書類情報	
送付書類	

別送用送付票の申請窓口情報には、当面の間、審査窓口ではなく、「関東地方整備局」が記載されています。

別送資料がある場合はご案内メールに記載の本局または国道事務所に送付してください。

送信元 : ktr-tokusya-uketsuke@mlit.go.jp
【特殊車両オンライン申請システム】審査窓口決定のご案内(到達番号:190143319)
<p>特車検証(CTI) 特車 花子様</p> <p>令和1年10月10日に関東地方整備局へ提出されました到達番号190143319の申請について、関東地方整備局 大宮国道事務所にて審査することを通知いたします。</p> <p>審査状況につきましては、下記URLの申請状況照会メニュー画面よりご確認ください。 https://www1.tokusya.ktr.mlit.go.jp/tokusha/Servlet/MainServlet?controllerID=1</p> <p>なお、本件に関するお問い合わせについては、下記の窓口までご連絡ください。</p> <p>本メールは送信専用となっております。 本メールへの返信によるお問い合わせは、お受けできませんので予めご了承ください。</p>
<p>国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 TEL:048-664-8409 FAX:048-664-8406</p>

5. Q&A

	質問	回答
①	ETC2.0簡素化制度（特車ゴールド）を利用する場合の変更はあるか？	ETC2.0簡素化制度を利用した申請について、関東地方整備局管内の国道事務所での審査を希望する場合、提出先窓口で「関東地方整備局」を指定してください。 関東地方整備局本局または管内の国道事務所でもETC2.0簡素化制度を利用した申請を審査します。
②	関東地方整備局管内の特定の国道事務所へ提出できるか？	関東地方整備局管内の特定の国道事務所を指定できません。
③	新規申請を審査する国道事務所はどのように決まるのか？	各国道事務所がスムーズに審査できるよう、新規申請の審査窓口を決定します。
④	審査窓口の案内メールはいつ届くのか？	申請書を提出された当日または翌日に、申請者様、代理人様のメールアドレス宛にご案内メールを配信します。土曜日・日曜日・祝日を挟む場合等は配信まで数日かかることがあります。
⑤	審査窓口の案内メールを代理人のみが受け取ることはできるか？	代理人様のみご案内メールを受け取ることはできません。申請者様、代理人様両方のメールアドレス登録が必要です。
⑥	メールアドレスを登録していない場合の審査窓口の確認方法はあるか？	申請書を提出された翌日以降に、受付システムの到達番号照会機能をご利用ください。なお、土曜日・日曜日・祝日を挟む場合は反映まで数日かかることがあります。
⑦	審査窓口の案内メールが届いたが、審査窓口を変更できるか？	審査窓口はシステムで決定されますので、変更はできかねます。
⑧	許可発行元が関東地方整備局管内以外の地域の国道事務所である申請を、変更申請・更新申請する場合の提出先はどこにすればよいか？ （ETC2.0簡素化制度のワンクリック更新含む）	元の許可を発行した地方整備局管内の国道事務所を提出先窓口指定して、申請書を提出してください。
⑨	審査窓口申請書データを持ち込む場合の変更はあるか？	これまで通り、申請書データを審査窓口へ直接お持ち込みください。
⑩	作成済みの申請書データはどうなるか？	FD申請で作成済みの申請書データを読み込み、提出先窓口を指定し直した上で、申請書データを再作成してお使いください。